手話言語条例にかかる背景（参考）

資料２

「手話によるコミュニケーション支援」に係る背景

「手話言語」に係る背景

昭和25年　身体障害者福祉法の施行

平成15年　支援費制度スタート

平成18年　障害者自立支援法の施行

平成25年　障害者総合支援法の施行

同法で高専門性意思疎通支援

(手話等による支援)事業が必須化

平成28年　障害者差別解消法・障害者雇用

促進法の施行

明治13年　　イタリア国際会議で、ろう教育では口話法（読唇と発声訓練）を教えること

が決議

昭和８年頃 　ろう教育で口話法が用いられるようになり、ろう学校での手話の使用が

事実上禁止

平成18年　　国連障害者権利条約で、言語には手話等の非音声言語を含むことが明記

平成22年　　カナダ・バンクーバー国際会議で、明治13年のろう教育の場で手話を排除

する決議を撤廃

平成23年　　改正障害者基本法で、言語に手話を含むことが明記

平成25年　　鳥取県手話言語条例制定【全国初】

平成26年　　条約批准により我が国で効力が生ずる（２月19日）

平成26年　　府議会にて「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書採択（３月24日）

平成27年　　大東市こころふれあう手話言語条例が制定（11月1日施行）

平成28年　　大阪市こころを結ぶ手話言語条例が制定（1月18日施行）

平成28年　　４月１日より「障害者施策推進協議会」に手話言語条例検討部会設置

【全国自治体の状況：H28.3.30現在】

|  |  |
| --- | --- |
| 手話言語条例制定（H28.3.30現在） | 鳥取県、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県　（市町村は大阪市・大東市ほか34市、5町） |
| 手話言語法制定の意見書採択（H28.3.3現在） | 全自治体採択（47都道府県、1,741区市町村） |

　※手話言語法の制定について、国に特段の動きなし。